

教保体第216号
令和5年4月28日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和5年5月8日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に係る対応の基本的な取扱いについて (通知)

学校における新型コロナウイルス感染症 (以下「同感染症」という。)に係る対応については、これまで貴管下学校において、3年を越える長きに渡り、児童生徒等の健康管理、貴重な学びの機会の確保等に向けて、丁寧な配慮や様々な工夫等により、御尽力いただきましたことに、改めて感謝いたします。

このたび、国により令和5年5月8日 (以下「5月8日」という。)に同感染症が5類感染症に変更されることが正式に決定されました。また、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から令和5年4月28日付け5文科初第347号「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について (通知)」 (以下、「同通知」という)により「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定等について示されました。同通知には、学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方や新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置等について記載されています。

また、本日、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、5月8日以降の本県における対応等が決定しました。

県立学校については、同通知、県の対策本部会議での決定を踏まえて、5月8日以降の学校生活における同感染症に係る対応の基本的な取扱いを下記のとおりとします。この基本的な取扱いと併せて、別紙に示す特に御留意いただきたい点を参考とするとともに、別添の同通知に示される対策を踏まえ、適切に対応いただきますよう、貴管下学校に対し、御指導をお願いします。

記

5月8日以降の同感染症に係る対応の基本的な取扱い

- (1) 新型コロナウイルス感染症が流行する以前に、日常の学校生活において行われていた対応を基本とする。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン (令和5年4月1日版)」 (県教育委員会作成) は廃止とする。

(連絡先)

千葉県教育庁教育振興部保健体育課 保健班
TEL : 043-223-4092 FAX : 043-225-8419
E-mail : kyhoken@mz.pref.chiba.lg.jp

(別紙)

5月8日以降の学校生活における同感染症に係る対応の基本的な取扱い
(特に御留意いただきたい点)

- 給食、昼食については、学習指導要領の学校給食に関する記載に「食事を通して人間関係をよりよくする」とあることや、学校給食法に学校給食の目標が「社交性及び協同の精神を養う」とされていること等を踏まえ、和やかで楽しく食事ができる機会を確保するために同感染症対策としての黙食は行わない。

- 同感染症への感染確認を目的とした登校前の健康観察は不要であり、家庭との連携に基づく登校後の出欠確認時や日常の健康観察等により、児童生徒の健康管理を適切に実施する。

- 制限緩和を実施するにあたっては、例えばマスクの着脱を強いることがないようにするなど、児童生徒の判断を尊重するとともに、差別・偏見等がないように適切に指導する。また、基礎疾患等の様々な事情がある場合には、本人又は家族の意向などを確認した上で、適切に配慮することが必要である。

5類感染症に移行する本年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改定しましたのでお知らせします。



5 文科初第 347 号
令和 5 年 4 月 28 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各指定都市・中核市市長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原 章夫

5類感染症への移行後の学校における
新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。

このたび、5類感染症への移行を踏まえ、教育委員会や学校等における今後の感染症対策の検討の参考とさせていただくため、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いました。

主な改定内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせしますので、これらも参考とした上で、学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、積極的な取組をお願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長



におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
 - ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ・ 適切な換気の確保
 - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられること

2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

- 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく出席停止の措置を講じること。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと

合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること

- そのほか、出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参照すること
- 学校の臨時休業については、感染対策上の意義や、実施する範囲や条件を事前に明確にし、公表しておくとともに、児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと

以上

【資料】

- ◇ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）
- ◇ 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改定版）

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）